

再意見書

平成 27 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 27 年1月 27 日付けで公告された接続約款の変更案(実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等)に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	意見提出者	該当部分	再意見
光屋内配線工事に係る作業時間	KDDI 株式会社	<p>NTT 東・西は、「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成 21 年度に特別調査にて把握したものです。その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正である」と主張し続けておりましたが、今回、再計測を実施したからこそ、新たな工法の開発等がなくとも作業時間が大きく変動する要因が明らかになり、光屋内配線に係る工事費の大幅な低廉化、ひいては、接続料算定の適正化が図られたところです。</p> <p>今回、工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されているかいないかという違いにより、大きく屋内配線工事の作業時間が異なることが明らかになっており、この配管設置有無の比率によって、屋内配線工事の全体の作業時間が大きく変動することから、NTT 東・西においては、引き続き、配管設置有無の比率の実態を調査し、毎年度の接続料算定に反映させることが必要だと考えます。</p> <p>また、新たな工法の開発などの環境の変化がない場合において</p>	<p>KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。今回、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT 東西」といいます。)殿が把握している技術習熟度や作業工法等自体に変化がない場合であっても、年月の経過とともに事業環境が変化し想定外の作業時間の変動が起こりうる事が証明されたため、定例的に総作業時間を見直す仕組みを導入することが必要と考えます。</p> <p>実態を料金に正確に反映させる効果の点では、毎年作業時間の計測を行うのが理想ですが、NTT 東西殿に大きな稼働がかかると想定しますので、3～5 年毎に計測を実施することが適切と考えます。ただし、作業時間の計測を実施しない年でも、毎年代わりに配管設置比率の調査(稼働は小さいと想定)を行い、その結果から総作業時間を補正※すべきと考えます。</p>

		も、今回のように、NTT 東・西が認識していない作業時間の変動要因が判明する場合があるため、例えば、3 年～5 年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。	※今回、配管設置比率と総作業時間との間に因果関係があることが判明したため、配管設置比率の変動から総作業時間の変動を推計できると想定します。
コロケーション費用	ワイモバイル株式会社	<p>電気料はコロケーション費用総額の約5割を占めており、電気料の増減率は重要な指標となるため、予見性確保の観点からも、四半期毎もしくは半期毎に電気料の増減率が予測可能となるような情報(電力会社への支払額、調整額等)を開示すべきと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の電気料金支払い額の増減率とコロケーション電気料単価の水準は異なる場合があり、電気料の水準が適正か検証する必要があると考えます。検証にあたっては、電気料金支払い額の詳細な内訳(オフィス、GC局等)を開示すべきと考えます。開示できない場合は、総務省殿への報告等で検証していただきたいと考えます。</p>	ワイモバイル株式会社(以下「ワイモバイル」といいます。)殿の意見に賛同します。ワイモバイル殿のご指摘のように、電気料はコロケーション費用総額の約5割を占めていることから、予見性向上及び適正性検証に資する情報の開示をNTT東西殿に検討頂きたいと考えます。
写真による施工結果確認	ワイモバイル株式会社	平成26年6月より、自前工事における施工結果確認の新たな手続きとして、「写真による施工結果確認」が追加され、接続事業者にて現地確認と写真確認を選択することが可能となりました。自前工事の日程調整、作業の効率化に大変有効な手続きとなりますので、現行の対象範囲である架内工事だけでなく、架外工事も適用となるように対象範囲の拡大についても検討していただきたいと考えます。	ワイモバイル殿の意見に賛同します。写真による施工結果確認が選択可能になることにより、接続事業者の自前工事の際に NTT 東西殿の立ち会いが不要となります。その結果、工事の日程調整が容易になり、また作業時間が短縮されるため、NTT 東西殿・接続事業者双方にメリットがあります。従って、NTT 東西殿に、架外工事への適用を検討頂きたいと考えます。

以上